

## 熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金交付事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金の交付については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下「規則」という。）及び熊本県健康福祉補助金等交付要項（以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

### (補助金の交付申請)

第2条 要項第3条第1項の申請書の提出部数は、1部とし、その提出期限は、別途指定した期日までとする。

2 要項第3条第2項第1号の事業計画書の様式は、別紙様式1によるものとする。

3 要項第3条第2項第2号の規定にかかわらず、規則第3条第2項第2号の添付書類は、収入支出予算（見込）書抄本とする。

4 要項第3条第2項第3号のその他必要とする書類は、熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金所要額調書（別紙様式2）とする。

### (補助金の交付条件)

第3条 補助金の交付の条件は、規則第5条第1項各号に掲げるものとする。

### (補助事業の対象期間)

第4条 本事業の対象期間は、毎年度4月1日から翌年3月末日までとする。

### (補助金の変更交付申請)

第5条 要項第5条第2項の変更申請書の提出部数は、1部とする。

2 要項第5条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙様式3によるものとする。

3 要項第5条第2項の変更申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金所要額変更調書（別紙様式4）

(2) 収入支出予算（見込）書抄本

### (申請の取下げ)

第6条 要項第6条の申請の取下げをすることができる期間は、交付決定の通知を受けた日から起算して30日を経過した日までとする。

### (実績報告)

第7条 要項第9条第1項の実績報告書の提出部数は、1部とする。

2 要項第9条第2項の規定にかかわらず、規則第13条の添付書類は、次に掲げるとおりとする。

(1) 熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金精算書（別紙様式5）

(2) 熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業実績報告書（別紙様式6）

(3) 収入支出決算（見込）書抄本

3 要項第9条第3項の提出期限は、交付決定のあった日の属する年度の3月末日とする。

(雑則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成17年12月5日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

この要領は、平成25年7月12日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

別紙様式1 (第2条関係)

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業計画書

(事業計画書)		
科 目	金 額 (円)	積 算 内 訳 (円)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		

別紙様式2（第2条関係）

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金所要額調書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄付金その 他の収入	差 引 額 (A-B)	対 象 経 費 支出予定額	基 準 額	県 補 助 基 本 額	県 補 助 所 要 額	備 考
事業名	A	B	C	D	E	F	G	
熊本県老人クラブ 連合会が行う健康 づくり支援事業								

（注）B欄の「寄付金その他の収入」とは、寄附金及び臨時的な収入をいう。

（注）E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式3（第5条関係）

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業変更計画書

(事業計画書)		
科 目	金 額 (円)	積 算 内 訳 (円)
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		

(注) 変更箇所について、変更前の金額を上段（ ）書きで、変更後の金額を下段に記入すること。

別紙様式4（第5条関係）

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金所要額変更調書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄付金その他 の収入	差 引 額 (A-B)	対 象 経 費 支出予定額	基 準 額	県 補 助 基 本 額	県 補 助 所 要 額	備 考
事業名	A	B	C	D	E	F	G	
熊本県老人クラブ 連合会が行う健康 づくり支援事業								

（注）B欄の「寄付金その他の収入」とは、寄附金及び臨時的な収入をいう。

（注）E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式5（第7条関係）

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業補助金精算書

（単位：円）

区 分	総事業費	寄附金その他の収入	差引額 (A-B)	対象経費 支出額	基準額	県補助 基本額	県補助 所要額	補助金交 付決定額	補助金 受入済額	差引 過不足額 (I-G)	備 考
事 業 名	A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	
熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業											

（注） B欄の「寄附金その他の収入」とは、寄附金及び臨時的な収入をいう。

（注） E欄の基準額は、別途通知する額とする。

F欄は、CとDとEとを比較して最も少ない額を記載のこと。

G欄は、F欄と同額を記載のこと。（千円未満の端数がある場合は、切り捨てるものとする。）

別紙様式6（第7条関係）

熊本県老人クラブ連合会が行う健康づくり支援事業実績報告書

（事業実施状況）		
科 目	金 額（円）	積 算 内 訳（円）
報償費		
賃金		
旅費		
需用費		
備品購入費		
役務費		
委託料		
使用料及び 賃借料		
合 計		



